



平成 29 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 シンデン・ハイテックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 淳
(コード番号：3131)
問合せ先 専務取締役管理本部長 齋藤 敏 積
(フリーコール：0800-5000-345)

新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに 主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 20 日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行、自己株式の処分及び当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。また、当該売出しに関連して、当社の主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

記

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社は、平成 7 年にエレクトロニクス分野における世界の優れた製品を幅広く取り扱う独立系商社として設立し、「世界トップメーカーとの強固な連携」、「経験豊富な人材」、「組織の柔軟性と機動力」を強みとして、お客様のニーズを的確に捉え、それにこたえることができる製品を提案してまいりました。当社グループは、当社、海外子会社 4 社で構成されており、液晶、半導体、電子機器の仕入及び販売を行っております。

当社グループは、高度情報社会の進展の中で、情報処理分野向けを中心に半導体製品や関連する電子部品機器及び液晶製品を取り扱ってまいりました。また、自動工作機械や検査機器などの産業用分野へのビジネス展開を図っております。新規ビジネスとして取組みを強化しているバッテリーについても、移動体通信機器などのモバイル用や産業用分野の安定化電源等、いろいろな分野での活用が進んでおります。このように、当社グループで取り扱う製品は、新たなマーケットでの需要の拡大が見込まれており、時代の流れや変化に対応した製品を取り扱っていくことが大きなビジネスチャンスにつながっていくと考えております。引き続き、競争力のある新規商材の発掘、既存分野の高付加価値化及び新規分野の開拓をはかり、販売拡大に努めてまいります。

当社グループは、事業のための運転資金を、借入金を中心として調達しております。今後も機動的に新規商材を発掘・提供していくために、新株発行・シンジケートローン・社債発行等、資金調達の多様化を図るとともに財務体質の強化を経営課題のひとつと考えております。

今般の調達資金は、上記の取組みをさらに推進するために、過去に運転資金を目的として実施した金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。

本資金調達により、業容拡大に対応した資金調達方法の多様化を進め、収益力の向上を図るとともに、持続的な成長を遂げるための強固な経営基盤の強化に努め、企業価値の最大化を図ってまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

I. 新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 200,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年11月29日（水）から平成29年12月4日（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成29年12月6日（水）から平成29年12月11日（月）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込証拠金 1株につき発行価格と同一の金額
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 鈴木淳に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 190,000 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、処分価格（募集価格）は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 受渡期日 公募による新株式発行における受渡期日と同一とする。
- (8) 申込証拠金 1 株につき処分価格と同一の金額
- (9) 申込株数単位 100 株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 鈴木淳に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 70,000株
- (2) 売出人及び
売出株式数 貝塚進 50,000株
城下保 10,000株
齋藤敏積 10,000株
- (3) 売出価格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）及び処分価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売出方法 引受人の買取引受けによる売出しとし、SMBC日興証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 鈴木淳に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 69,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）及び処分価格（募集価格）並びに引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主である城下保（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 鈴木淳に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 69,000 株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMBC 日興証券株式会社 69,000 株
- (5) 申 込 期 日 平成 30 年 1 月 5 日（金）から平成 30 年 1 月 10 日（水）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の 2 営業日後の日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成 30 年 1 月 9 日（火）から平成 30 年 1 月 11 日（木）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の 3 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 鈴木淳に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

公募による新株式発行（一般募集）、公募による自己株式の処分（一般募集）（以下併せて「一般募集」という。）及び株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）に伴い、その需要状況等を勘案し、69,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成29年11月20日（月）開催の取締役会において、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から当該申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成29年11月29日（水）の場合、「平成29年12月2日（土）から平成29年12月29日（金）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成29年11月30日（木）の場合、「平成29年12月5日（火）から平成29年12月29日（金）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成29年12月1日（金）の場合、「平成29年12月6日（水）から平成30年1月4日（木）までの間」

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ④ 発行価格等決定日が平成 29 年 12 月 4 日（月）の場合、「平成 29 年 12 月 7 日（木）から平成 30 年 1 月 5 日（金）までの間」となります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,841,200 株	(平成 29 年 10 月 31 日現在)
一般募集による増加株式数	200,000 株	
一般募集後の発行済株式総数	2,041,200 株	
本第三者割当増資による増加株式数	69,000 株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	2,110,200 株	(注)

(注) 前記「I. 5. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対し S M B C 日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	222,600 株	(平成 29 年 10 月 31 日現在)
一般募集による処分株式数	190,000 株	
処分後の自己株式数	32,600 株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当増資の手取概算額合計上限 1,765,671,100 円については、平成 30 年 3 月末までに全額を金融機関からの借入金の返済資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

変更はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)「今回の調達資金の使途」に記載の使途に充当することで、利払い負担の軽減による収益力の向上に加え、財務体質の強化に伴って業容拡大に対応した資金調達方法の多様化が図れます。これにより、機動的な仕入資金の調達手段の確保による新規商材の開拓等の成長原資の拡充を図ることで、当社グループの強固な経営基盤の構築につながり、長期的な成長へつながるものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営政策のひとつとして位置づけ、財政状態や経営環境等を総合的に勘案し、必要な内部留保を確保しつつ、配当を実施していくことを基本方針としております。

当社は、期末配当として年 1 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。期末配当の決定機関は、株主総会であります。なお、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益	166.84円	40.34円	219.39円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	90.00円 (—円)	40.00円 (—円)	90.00円 (—円)
実績連結配当性向	27.0%	99.2%	41.0%
自己資本連結当期純利益率	8.0%	2.1%	10.9%
連結純資産配当率	2.3%	2.1%	4.4%

- (注) 1. 当社は、平成27年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、平成27年3月期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益を算定しております。なお、1株当たり年間配当金については、実際の配当金の額を記載しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、算出時の1株当たり年間配当金については、平成27年9月1日付の株式分割が、平成27年3月期の期首に行われたものと仮定しております。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純利益）を、自己資本（連結純資産額合計から少数株主持分（又は非支配株主持分）を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。なお、算出時の1株当たり年間配当金及び1株当たり連結純資産については、平成27年9月1日付の株式分割が、平成27年3月期の期首に行われたものと仮定しております。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用し、会社法に基づき新株予約権を発行しており、その内容は平成29年10月31日現在、以下のとおりです。なお、発行済株式総数1,841,200株に対する下記の交付株式残数の比率は1.71%となります。

(注) 下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率です。

ストックオプション付与の状況

発行決議日	交付株式残数	権利行使価額	資本組入額	行使期間
平成23年3月30日	31,400株	2,000円	1,000円	平成25年7月1日から 平成32年6月30日まで

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成27年3月24日	公募増資 252,080,000円	967,915,000円	648,415,000円
平成27年3月31日	第三者割当増資 47,643,120円	991,736,560円	672,236,560円

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	3,075円	3,465円 □1,838円	1,628円	2,524円
高 値	4,110円	8,740円 □2,790円	2,877円	4,680円
安 値	2,848円	3,200円 □1,385円	1,040円	1,976円
終 値	3,420円	3,680円 □1,645円	2,498円	4,655円
株価収益率	20.50倍	40.78倍	11.39倍	—倍

- (注) 1. 当社株式は、平成27年3月25日をもって株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場いたしましたので、平成27年3月期の株価等については、平成27年3月25日以降の数値を記載しております。
2. 株価は、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。
3. □印は、平成27年9月1日付の普通株式1株につき2株の株式分割による権利落ち後の株価であります。
4. 平成30年3月期の株価等については、平成29年11月17日（金）現在で記載しております。
5. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成30年3月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である貝塚進、城下保及び齋藤敏積並びに当社株主である鈴木淳、富澤彰、田村祥、ケーエス興産有限会社及び有限会社ポーソンは、SMB C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成 29 年 11 月 20 日開催の取締役会において決議しました前記「I. 新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し 3. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に伴い、当社の主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みであります。

2. 異動する株主の概要

- | | |
|------------|--------|
| (1) 氏名 | 貝塚進 |
| (2) 住所 | 東京都練馬区 |
| (3) 当社との関係 | 当社元取締役 |

3. 当該株主の議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 29 年 9 月 30 日現在)	2,028 個 (202,800 株)	12.53%	第 1 位
異動後	1,528 個 (152,800 株)	7.61%	第 2 位

(注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 1,841,200 株から議決権を有しない株式として平成 29 年 9 月 30 日現在の自己株式 222,600 株及び単元未満株式 400 株を控除した総株主の議決権の数 16,182 個を基準に算出しております。

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、(注) 1. で用いた総株主の議決権の数 16,182 個に平成 29 年 11 月 20 日開催の当社取締役会において決議した公募による新株式発行による増加議決権数 2,000 個及び公募による自己株式の処分による増加議決権数 1,900 個を加え、総株主の議決権の数を 20,082 個として算出しております。

3. 大株主順位は、平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し 3. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の受渡期日

5. 今後の見通しについて

当該主要株主の異動による当社の経営及び業績等に与える影響はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。